

教育指導担当

令和7年度港区教育委員会いじめ問題対策会議（第3回）の報告について

報告内容

令和8年2月4日（水）に開催した港区教育委員会いじめ問題対策会議（第3回）の内容について報告します。

1 日 時

令和8年2月4日（水）午前10時から11時15分まで

2 場 所

港区立教育センター研修室1・2

3 出席者

分 野	構 成 員	
港 区 港区教育委員会	教育長（会長）	新宮 弘章
	学校教育部長（副会長）	茂木 英雄
	子ども若者支援課長	矢ノ目 真展
	子ども家庭支援センター所長代理 相談支援担当課長	坪井 清徳
	児童相談課長	齊藤 和彦
学 校	区立小学校長会副会長（筭小学校長）	矢部 洋一
	区立中学校長会副会長（高陵中学校長）	中山 幸子
学識経験者	埼玉学園大学教授	藤枝 静暁
医 学	こどもとおとなのクリニックパウルーム院長	黒木 春郎
心 理	教育センター相談員	新井 絢子
福 祉	スクールソーシャルワーカー	淵上 規后子
法 律	学校法律相談弁護士	藤本 健一
警 察	愛宕警察署生活安全課長代理	飯塚 秀樹
	三田警察署生活安全課長代理	狩野 純一
	高輪警察署生活安全課長	山口 亜樹
	麻布警察署生活安全課長	中辻 竜馬
	赤坂警察署生活安全課長	倉持 宏
	東京湾岸警察署生活安全課長	田村 知邦

【オブザーバー】

分 野	構 成 員	
港区教育委員会	教育長職務代理者	田谷 克裕
港 区	赤坂地区総合支所管理課長代理	山本 昇

4 議 事

(1) いじめに関する現状について

【資料1】

教育指導担当課長 清水 浩和

- ・小学校では昨年度同時期と比較して減少、中学校では増加している。
- ・小学校では、いじめ防止に関する授業をはじめとして未然防止の取組を充実させていることなどが減少につながっているが、認知件数が少ない学校もある。「ふれあい月間」における各学校からのいじめ調査結果の報告に基づき、指導主事が個別にヒアリングを行い、指導を継続して行っているところである。
- ・中学校では、積極的な認知を呼び掛けたことや、個別のケースの内容を確認し、積極的にいじめを認知するよう指導した成果が出ている。
- ・引き続き各学校では、早期解決のために、対応記録を時系列にして作成すること、いじめやいじめと疑われる事案を認知した場合には、学校いじめ対策委員会を即日開催し、具体的な対応の在り方等について協議することを徹底する必要があると考えている。

(2) 学校で起きたいじめの事例について

【資料2】

教育指導担当課長 清水 浩和

- ・本事案は、いじめ防止対策推進法はいじめの定義に照らして、被害保護者がいじめを認知するよう求め、対応が長期にわたったケースである。
- ・いじめと疑われる事案を認知した場合には、学校いじめ対策委員会を緊急開催することを徹底することや、管理職が、保護者と面談するタイミングについて、委員の皆様から伺いたい。

(3) 3学期における学校のいじめへの対応について

【資料3】

① 区立小学校長会副会長（筈小学校長） 矢部 洋一 委員

- ・子どもたちと毎日会う教職員が、子どもたちの変化に気付き、声を掛けることを大切にしている。
- ・「校内いじめ対策委員会」において情報共有を行い、いじめとして認知するかどうか判断する。明日からできることを協議し、即対応を行っている。

② 区立中学校長会副会長（高陵中学校長） 中山 幸子 委員

- ・中学校では複雑化するケースも多いことから、誠実な対応を行うことを意識している。また、生徒を否定するのではなく、行為を指導するスタンスで指導を行っている。
- ・長期化の未然防止にあたっては、保護者の要望が実現できるものか否かを確認しながら解決の糸口を探るようにしている。

(4) 「みなと相談ねっと（子ども）」の取組について

【資料4】

子ども家庭支援センター所長代理 相談支援担当課長 坪井 清徳 委員

- ・令和7年10月にリニューアルし、電話番号での登録も可能になった。令和7年度の利用件数は、令和6年度と同程度になると見込んでいる。

- ・生成AIを活用した相談も出てきているが、医療・保健に関する相談などは、人に相談したいというニーズがあるのではないかと考えている。
- ・小中学生に対する「みなと相談ねっと」の認知度調査では、小学生61%、中学生71%が「知っている」と回答した。

こどもとおとなのクリニックパウルーム院長 黒木 春郎 委員

- ・多くのAIは受容的であるが、個人情報、責任の面では課題がある。依存してしまう場合もあるので、使い方が重要になってくる。

5 意見交換

(1) 子ども家庭支援センター所長代理 相談支援担当課長 坪井 清徳 委員

- ・否定的にかかわることなく、相談者に寄り添って対応を行っている。
- ・長期化した場合、対応者も疲弊する場合がある。担当一人で抱えるのではなく、チームでの進行管理を大切にしている。
- ・関係機関との連携を大切にし、長期化して膠着しているケースでは、支援者のキーパーソンになる方に連絡して支援を進めるようにしている。

(2) 教育センター相談員 新井 絢子 委員

- ・落ち着かせようとする余計落ち着かない場合があることを意識して、相談に応じている。
- ・自分の子供が傷付いたことによる保護者自身の傷付きによる不安が怒りになっているため、「どのような体験をしたのか」、「どのような傷付きがあるのか」積極的に理解する必要があると考える。

(3) スクールソーシャルワーカー 淵上 規后子 委員

- ・保護者の心理的な体験を丁寧に聴くことを意識し、保護者が「共感された」と感じているかを確認することが重要である。
- ・一方で、時間的余裕がない状況では実現が難しい場合もあるため、スクールソーシャルワーカーをより積極的に活用してほしいと考えている。

(4) こどもとおとなのクリニックパウルーム院長 黒木 春郎 委員

- ・一方からの聞き取りだけではなく、相手方の保護者、学校からの情報も大切にしてお対応している。
- ・怒っている方は、怒ることで不安を解消しているという面がある。そこに医療的なアプローチをできるようにしたいと考えている。

(5) 学校法律相談弁護士 藤本 健一 委員

- ・あらゆるクレームを一度で解消する方法はなく、受け入れて解決するには、フォローし合う組織的な対応が欠かせない。
- ・聞き取りは事実と願望・印象を分けていくことが大事である。その事実裏付け

があるのか調査し、回答するという流れになる。その過程はとても困難であるので、様々な方の力を借りて進める必要がある。

- ・組織的対応、毅然とした対応が必要であるが、毅然とした対応は、強く言われたから強く言葉を返すことではない。できること、できないことをきちんと分けて話すようにするとよい。

(6) 埼玉学園大学 教授 藤枝 静暁 委員

- ・問題が発生した際は、いじめ、不登校、発達等、様々な方面から見ていく必要がある。
- ・問題への対応も必要だが、子どもたちに対して嫌なことがあったら、「やめて」、「言わないで」という指導を行うことも、社会性を育むうえで同時に必要である。